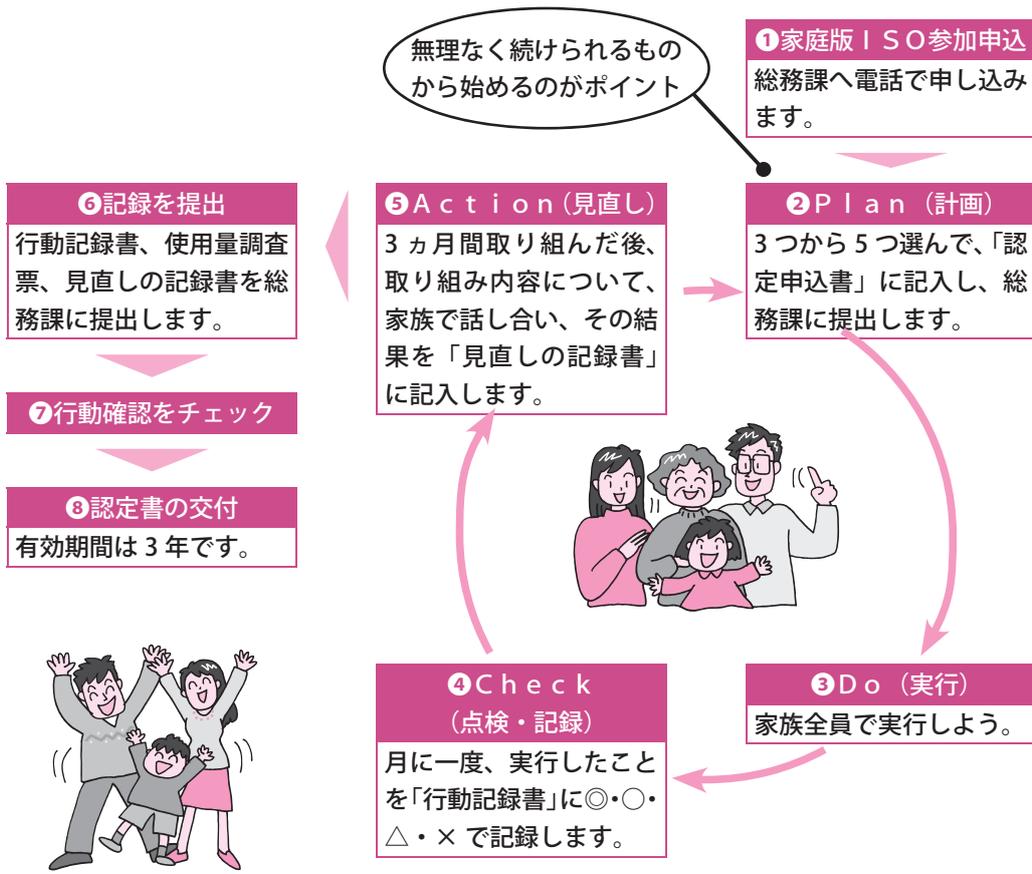


家庭版ISOの申込から認定までの流れ



家庭版ISOの参加家族を募集します

家族みんなで環境によいこと始めてみませんか？



現在、二酸化炭素を始めとする温室効果ガスの増加による地球温暖化が大きな問題となっています。

「家庭版ISO」とは、こうした問題から地球を守り、恵まれた町の自然を次の世代に引き継ぐため、各家庭で環境に配慮した暮らしを考え、実践いただくものです。

町では、平成17年度に「田原本町家庭版ISO認定制度」を創設しました。現在、この制度で277家族が認定されています。

この機会に、ライフスタイルを見直し、地球にやさしい、また家計にもやさしい取り組みを始めてみませんか？

対象者 町内在住者

定員 80人(申込順)

締切 4月20日(金)

申込先 総務課(☎34・2059)



総務課安全防災係 ☎34・2059

参加者の声

取り組んだ皆さんの声をまとめました。

- 続けることは大変だけれども今後とも家族の協力を得て意識して続けたい。
- 家族全員が共通目的・意識をもって行動し、そして、継続していくことの大切さを感じました。今後も、日々できることから積極的に取り組んでいきたい。
- 家族それぞれの時間が違うので、電気や水道の使い方にできるだけ気を付けて使用していきたい。
- 今まで気付かなかったことがたくさんあった。今後もこの経験を生かして努力していきたい。

- 税など
- 暮らし・環境
- 年金・保険
- 健康・福祉
- 子育て・教育
- まちづくり
- 催し・講座
- 募集・就職
- お知らせ



ごみの最終処理場を1日でも長く使用できるように

ごみの減量と資源化にご協力ください

町内で出されたごみは、清掃工場に集められ、焼却したり、細かく破碎したりして最終的に埋め立て処理をしています。最終処分場から灰(ごみ)の減量を迫られています。現在の最終処分場を1日でも長く使用していくために、一人ひとりがごみの減量と資源化に取り組むことが必要です。

家庭用生ごみ処理機器の購入助成制度、資源回収団体育成補助金交付制度を利用し、ごみの減量と資源化にご協力ください。

資源回収団体育成補助金交付制度

目的 再生可能な一般廃棄物の回収活動をを行う団体に対し、補助金を交付す

参加者の取り組み状況

昨年参加した家族が取り組みに選んだ項目の上位2つを紹介します。

行動項目1

ごみの排出を減らします

- 1 缶・瓶・ペットボトル・新聞・段ボール・布類などは資源ごみ回収日に出します。
- 2 シャンプーや洗剤などは、詰め替え可能な商品を優先します。

行動項目2

電気・ガスの節約に努めます

- 1 不要な照明は消します。
- 2 風呂には、できるだけ家族が続けて入るようにします。

行動項目3

水道水の節約に努めます

- 1 風呂の残り湯は、洗濯水などに利用します。
- 2 食器を洗うときは、水を溜めて行います。

行動項目4

ガソリンの使用量を減らします

- 1 近くへ外出するときは、徒歩や自転車を利用します。
- 2 不必要なアイドリングをやめます。

行動項目5

グリーン購入に努めます

- 1 ノートやトイレトーパーなどは、再生紙を使用した製品を優先します。
- 2 エコマークやグリーンマークなどの環境ラベリング製品を優先します。

清掃工場(環境管理課) ☎ 33・5003

ることで、回収活動の活性化を図るとともに、ごみの減量と資源の有効利用やごみ問題の意識の向上を図る。

対象

- 1 町内の自治会、子供会や学校、PTAなどの地域住民で組織する営利を目的としない団体
- 2 資源回収活動を年度内に2回以上自主的に行うことができる団体

対象資源 古新聞、雑誌、ダンボール、紙パック、古着、アルミ缶

補助金額

回収資源の重量1誌につき5円

申請登録 年度初めに清掃工場(環境管理課)で資源回収団体登録を行ってください。

請求方法

年度内の資源回収活動終了

家庭用生ごみ処理機器の購入助成制度



後、年度末までに資源回収団体育成補助金交付申請書に回収実績を記載して、支払金口座振替依頼書、回収業者の計量伝票とともに清掃工場へ。提出書類は、清掃工場で受け取るか、町ホームページからダウンロードしてください。

※1世帯につき1基のみ(同居世帯は1世帯とみなします)
※過去にこの助成金の交付を受けてから5年経過後、新たに購入した場合は、再度交付対象となります。

助成金 消費税を除いた購入価格の2分の1(100円未満切り捨て)

- 家庭用電動式生ごみ処理機 限度額3万円
- 家庭用生ごみ処理容器(コンポスト容器など) 限度額3000円

申請方法 町ホームページから申請書類をダウンロードするか、清掃工場

対象 処理機器を適正に維持管理し、堆肥を自ら利用できる町内在住者

申請書類を受け取り、申請書に販売業者の証明を受け、請求書・領収書を添えて清掃工場へ申請してください。

税など

暮らし・環境

年金・保険

健康・福祉

子育て・教育

まちづくり

催し・講座

募集・就職

お知らせ